

那覇市立森の家みんな条例施行規則

平成17年10月3日
教育委員会規則第19号

那覇市立森の家みんな条例施行規則(平成14年那覇市教育委員会規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市立森の家みんな条例(平成17年那覇市条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用団体の員数)

第2条 条例第6条の員数は、8人以上とする。

(利用料金の返還)

第3条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 全額又は利用できない期間に係る額

(2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の免除)

第4条 条例第10条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊料金 該当する者の人数分の額

(2) 該当する者を主たる構成員とする団体の施設利用料金 全額

2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額

(2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第5条 入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。

(2) 喫煙し、又は所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。

(4) 許可を受けずに壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。

(6) 許可を受けずに動物類を携帯しないこと。

(7) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第6条 教育長は、条例第16条第1項の規定により那覇市立森の家みんな(以下「森の家」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (3) 指定管理者の指定の予定期間
 - (4) 条例第16条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
 - (5) その他教育長が必要と認める事項
- (指定申請)

第7条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市立森の家みんな指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
 - (3) 役員の名簿及び履歴書
 - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
 - (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の森の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - (8) その他教育長が必要と認める書類
- (指定等)

第8条 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市立森の家みんな指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市立森の家みんな指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第9条 指定管理者は、教育委員会と森の家の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他教育長が必要と認める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

那覇市立森の家みんな指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長様

申請者 所在地
団体名
代表者 印
連絡先 担当者
電 話

那覇市立森の家みんな条例第16条第2項の規定により、那覇市立森の家みんなの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式(第8条関係)

那覇市教育委員会指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市教育委員会
教育長 印

那覇市立森の家みんな指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市立森の家みんなの指定管理者の指定については、那覇市立森の家みんな条例第16条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第8条関係)

那教 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市教育委員会
教育長 印

那覇市立森の家みんな指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、下記のとおり
指定しないので通知します。

記

施設：

第1号様式(第7条関係)
第2号様式(第8条関係)
第3号様式(第8条関係)